

会社法第 782 条第 1 項に定める
吸収分割契約等に関する事前備置書類

リネットジャパングループ株式会社

2020 年 12 月 7 日

会社法第 782 条第 1 項に定める吸収分割契約等に関する事前備置書類

愛知県大府市柊山町三丁目 33 番地
リネットジャパングループ株式会社
代表取締役社長 黒田 武志

リネットジャパングループ株式会社（以下「分割会社」といいます。）は、ネットオフ株式会社（以下「承継会社」といいます。）との間で、2020 年 11 月 27 日付にて締結した吸収分割契約書に基づき、2021 年 4 月 1 日を効力発生日として、リユース事業を承継会社へ承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことといたしました。本件分割に関する事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約書の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

本件分割に際して、吸収分割承継会社は、当社に対して対価の交付を行いませんが、当社は吸収分割承継会社の発行済株式の全部を保有していることから、かかる内容は相当であると判断いたしました。

3. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項

- ① 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあっては、吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表）の内容

承継会社は、2020 年 11 月 18 日に設立したため、確定した最終事業年度はありません。承継会社の成立の日における貸借対照表は、別紙 2 のとおりです。

② 臨時決算日の有無

臨時決算日はありません。

- ③ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸収分割契約等備置開始日（会社法第 782 条第 2 項に規定する吸収分割契約等備置開始日をいう。以下同じ）後吸収分割の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

該当事項はありません。

4. 吸収分割会社についての次に掲げる事項

吸収分割会社において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収分割会社設立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸収分割契約等備置開始日後吸収分割の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

該当事項はありません。

5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項

当社及び承継会社は、本件分割後においても、各々が負担すべき債務について、その履行の見込みがあるものと判断しております。

以 上

別紙 1 吸収分割契約の内容

(次頁以降に添付)

吸収分割契約書

リネットジャパングループ株式会社（以下、「甲」という。）とネットオフ株式会社（以下、「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（会社分割の方法）

甲は、会社法に定める吸収分割の方法により、乙に対して、別紙1記載の甲の事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する別紙2記載の権利義務を承継させる（以下、「本件分割」という。）。

第2条（当事者）

本件分割を行う当事者は、次のとおりとする。

(1)甲（吸収分割会社）

商号：リネットジャパングループ株式会社

住所：愛知県大府市柊山町三丁目 33 番地

(2)乙（吸収分割承継会社）

商号：ネットオフ株式会社

住所：愛知県大府市柊山町三丁目 33 番地

第3条（本件分割の対価）

乙は、本件分割に際し、甲が乙に承継させる権利義務の対価を支払わない。

第4条（分割承認総会）

1. 甲は、2020 年 12 月 22 日を開催日として定時株主総会を招集し、本契約の承認を求める。但し、甲は、やむを得ない事由がある場合には、その開催日を変更することができる。
2. 乙は、会社法第 796 条第 1 項の定めにより、株主総会による本契約の承認を得ずに本件分割を行う。

第5条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2021 年 4 月 1 日とする。但し、法令に定める関係官庁の許認可等の進捗状況その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（財産の管理）

1. 甲は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって本件事業の業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ乙と協議の上、これを行うものとする。
2. 乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってその業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲と協議の上、これを行うものとする。

第7条（権利義務の承継）

1. 甲は、2020年9月30日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した、本件事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（その詳細は別紙2に定める）を効力発生日において乙に承継させ、乙はこれを承継する。
2. 甲から乙に対する債務の承継は、重疊的債務引受の方法によるものとする。

第8条（競業禁止義務）

甲は、本件分割の対象となった本件事業について競業禁止義務を負わないものとする。

第9条（条件の変更等）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲、乙または本件事業の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議の上、本件分割の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（契約の効力）

本契約は、第4条第1項に定める甲の株主総会の承認、または法令に定める関係官庁の許認可等が得られなかったときは、その効力を失う。

第11条（協議）

本件分割について、本契約に定めのない事項、本契約の当事者間において合意されていない事項、または本契約もしくはこれと関連する契約の解釈について疑義が生じた場合には、甲乙は誠実に協議を行った上で解決する。

本契約締結の証として、本契約書を2通作成し、甲と乙が記名捺印の上、各1通を所持する。

2020年11月27日

(甲) 愛知県大府市柊山町三丁目33番地
リネットジャパングループ株式会社
代表取締役社長 黒田 武志

(乙) 愛知県大府市柊山町三丁目33番地
ネットオフ株式会社
代表取締役社長 黒田 武志

別紙 1

乙が承継する本件事業

甲が営む一切の事業（ただし、甲がその株式または持分を保有する会社の事業活動に対する支配及び管理に関する事業を除く。）

別紙 2

乙が本件分割により甲から承継する権利義務は、効力発生日において本件事業に属する以下の権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債の評価については、2020年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

(1) 乙が承継する資産

①流動資産

本件事業に係る現金及び預金、売掛金、商品、前払費用及びその他の流動資産。ただし、甲のグループ経営管理等に係る資産を除く。なお、甲乙協議の上、合意したものは承継対象に含めることができる。

②固定資産

本件事業に係る構築物、工具器具備品、リース資産、ソフトウェア、その他固定資産、長期前払費用、投資その他の資産及びその他の資産。ただし、甲のグループ経営管理等に係る資産を除く。なお、甲乙協議の上、合意したものは承継対象に含めることができる。

(2) 乙が承継する債務

①流動負債

本件事業に係る買掛金、リース債務、未払金、未払費用及びその他の負債。ただし、甲のグループ経営管理等に係る負債を除く。なお、甲乙協議の上、合意したものは承継対象に含めることができる。

②固定負債

本件事業に係るリース債務及びその他の負債。ただし、甲のグループ経営管理等に係る負債を除く。なお、甲乙協議の上、合意したものは承継対象に含めることができる。

(3) 雇用契約その他の権利義務

①雇用契約

本件事業に係る甲に従事する従業員との間の労働契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務

②その他の契約

本件事業に係るリース契約、その他の契約における契約上の地位。なお、甲乙協議の上、合意したものは承継対象に含めることができる。



別紙2 承継会社の成立の日における貸借対照表

設 立 時 貸 借 対 照 表
(2020 年 11 月 18 日 現 在)

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	10,000,000	流動負債	0
現金及び預金	10,000,000	純資産の部	
固定資産	0	資本金	10,000,000
資産合計	10,000,000	負債及び純資産合計	10,000,000